

氏 名 : 能田 昂
専攻分野の名称 : 博士 (教育学)
学位記番号 : 博甲第 342 号
学位授与年月日 : 令和 2 年 3 月 1 7 日
学位授与の要件 : 学位規則第 4 条第 1 項該当 課程博士
学位論文名 : 近代日本における災害救済と障害・疾病等を有する子どもの特別教育史
研究－濃尾震災(1891 年)を中心として－
論文審査委員 : (主査) 教授 高橋 智
(副査) 教授 濱田 豊彦 教授 藤野 博
教授 横尾 恒隆 准教授 山中 冴子

学位論文要旨

本研究は「災害と子ども被災・救済の特別教育史」分野の開拓をめざしており、過去の代表的な災害における救済のあり様を、社会的弱者、特に子ども（孤児・障害児含む）の被災の実態について歴史的検証を行うことを目的としている。特に近代国民国家の成立期に起きた濃尾震災を事例に孤児や障害児者を対象とした救済保護の実態、またその後の障害児教育保護システムの成立に与えた影響の如何についても明らかにしてきた。

具体的には、国民国家形成期の明治日本社会と明治期の災害の関係性を明らかにしながら、歴史のなかで災害に晒される子どものいのちと発達を考えるため、濃尾震災（1891 年）による学校教育システム・児童生徒への影響に関する実態解明、濃尾震災を契機とした児童保護救済事業に関する実態解明を行いながら、子ども（孤児・障害児含む）の被災と救済・教育保護活動の実態を調査・検討することが課題となった。

第 1 部「濃尾震災と国家・地域行政による救済対応の諸相」では、濃尾震災による被害の概要と学校教育を含む行政による対応を検討した。

1891（明治 24）年 10 月 28 日に岐阜県および愛知県を中心に発生した「濃尾震災」は、内陸型地震としては現在に至るまで日本最大の大きさ（推定 M8.0）であり、近代的な国家制度を整えつつあった日本に強烈な衝撃を与えた。近代化へ向けた国家運営の方向性を見定めていた日本は、濃尾震災の発生により未曾有の規模の被害を受け、近代国家としての存続をかけた前例のない復興対応を迫られることとなった。まさに国民国家形成期であったことから、近代国家としての体制存続が優先され、岐阜県における「震災救育所」の閉鎖に象徴されるように、社会的弱者への対応は軽んじられた。

末端行政の混乱を増したであろう領収書を求める恩賜金の下附は復興を下支えしたものの、救済・復興に乗じた「国民統合」の思惑が示され、愛知県の学校被災の報告書類に天皇の御真影・教育勅語の安否が子どもの安否より優先されて記載されていたことともあわせて、濃尾震災は近代明治日本の特性を暴きだした。岐阜県議会や国会での政治的抗争は被災地に混乱をもたらし、これら災害に付随する特徴的近代的事象の結果、被災によって「生存の危機」に直面した社会的

弱者への無関心・消極的姿勢は顕著であった。

そのような事態のなか、子どもには突然の災害による安定した教育機会の喪失、家族との関係性に大きな喪失・断絶の発生が多数みられた。このような体験が子どもの発達に多大な影響をもたらすことは想像に難くない。実際、名古屋震災孤児院の職員記録には孤児が震災の記憶を想起していると思われる記録がみられた。未曾有の大災害は不安・恐怖・緊張・抑うつ・ストレスや今日で言うところの PTSD・トラウマをもたらした。

被災地における教育上の「無形ノ損害」も当時の教員により指摘された。災害に晒される教育・いのち・成長・発達、「子どもの無形の損害」が存在することへの指摘は、現代にも通底するきわめて傾聴に値するものである。第一部で検討した課題は現在も発生しており、現代の災害被災・災後の生活においても社会的弱者の人権・生存の保障や日常的な配慮に深刻な問題が発生することは新しい問題ではなく、歴史的連続性のある課題として改めて提起したい。

第2部「濃尾震災と民間篤志家による救済対応の諸相」では、民間篤志家の取り組みに着目し、被災孤児の罹災実態や災害救済に伴って社会的弱者・「子どもへの特別な配慮」が発生する事例について検討した。濃尾震災を経て、岐阜県および全国各地において様々な救済事業が展開された。その中でも明確な障害児救済としてあげられるのが森巻耳と A.F.チャペルによる救済であった。また孤児を対象に教育保護活動を開始した石井亮一の孤女学院は、その後に「白痴」教育を開始する。長崎では義捐活動が恒久的な災害救済の取り組みと転化し、長崎における盲教育への端緒となった。

第6章から第8章で検討したように、濃尾震災を契機に誕生した救済対応、児童保護、障害児者の教育保護の誕生は、これまで震災という偶然的事象によって引き起こされたとされてきたが、濃尾震災は当時の弱者救済に関する明治期特有の社会課題が露呈したという点で特異な社会災害であり、それに合わせて民間篤志家や教育関係者によって児童問題に関する社会的要求が具現化されたという視点のもと、濃尾震災後における岐阜聖公会訓盲院、滝乃川学園や長崎盲啞院などの展開を明らかにした。それぞれ、「最も憫なる」孤女、「不愍一層」な盲人、「不幸者中尤も不幸なる盲啞者」として、独自の対象として障害児者救済を捉える共通の視座があったことが指摘できた。

濃尾震災はまさに時代の「子ども存在の軽視、子ども・障害児者など社会的弱者の生命・生存保障という視点の欠落」を縮図的に示したが、それでも救済の営みのなかで、より特別な配慮が必要な存在について着目され、鍼按練習所や孤女学院、長崎慈善会などが誕生した歴史的意義は大きく、そこから発展した教育的営為は日本の障害児教育保護システムの誕生に繋がる源流として高く評価できる。

本研究の課題として、各章において濃尾震災に関わる各地の救済・教育活動の個別の検討は行ったものの、相互の救済・教育活動の比較検討が行えていない。また、障害児者の直接の被災について明確になったのは岐阜県の「震災教育所」の罹災者と「鍼按練習所」、石井亮一による一部の保護児童のみであった。これらの救済の取り組みや当事者の困難の実態の「特別教育史」のなかへの新たな位置づけも今後の課題である。障害児教育保護へと転化した三つの事例が、明治中期の社会的要請や当事者の過酷な実態が露呈する災害下の状況と呼応して誕生し存続したことが指摘できるものの、その後の日本の障害児教育保護システム成立との関係について今後さらに

検討する必要がある。

本研究は、困難を抱えやすい子どもや障害児・社会的弱者の生存の問題に対し、「緊急時であるから仕方がない」という論理を累積的にふりかざしてきた歴史的反省を、子どもの災害下における「生活と発達の困難」の実態・声から提示し、災害に晒されるいのちの発達を考える「災害と子ども被災・救済の特別教育史」の一端である。

引き続き濃尾震災や、新たに明治期の地震・津波・凶作被害から子ども被災の歴史的実態と声を明らかにしていく必要がある。それと同時に、災害に晒される子どものいのち・「生存の危機」の問題を、障害・病気・虐待などと同様の子どもの特別ニーズ教育分野へと定位することや、従来の教育史・福祉史・社会事業史のなかで、災害に晒される子どものいのち・「生存の危機」の意味を再検討していく必要がある。